

ふるさと文化財の森管理業務支援事業国庫補助要項

平成23年4月1日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱（平成18年10月17日文化庁長官決定）に基づき設定された文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林（以下「ふるさと文化財の森」という。）において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、ふるさと文化財の森の所有者若しくは管理者たる地方公共団体その他団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

- (1) 下草刈り及び除草
- (2) 剪定及び間伐
- (3) 山焼き
- (4) 病害虫及び害獣対策（捕獲、防護網等設置）
- (5) 荒皮剥き
- (6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置
- (7) 管理のために必要な通路の整備
- (8) 管理のために必要な資料作成

4. 補助対象経費

- (1) 主たる事業費
 - ア. 下草刈り・除草経費
 - イ. 剪定・間伐経費
 - ウ. 山焼き経費
 - エ. 病害虫・害獣対策経費
 - オ. 荒皮剥き経費
 - カ. 管理設備設置経費
 - キ. 通路整備経費
 - ク. 資料作成経費
- (2) その他の経費
 - ア. 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。
- (2) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は、補助対象経費の80%とする。
- (3) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
ふるさと文化財の森管理業務支援事業	下草刈り・除草経費 剪定・間伐経費 山焼き経費 病虫害・害獣対策経費 荒皮剥き経費 管理設備設置経費 通路整備経費 資料作成経費	管理業務支援費	共 済 費 賃 金 報 償 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 請 負 費 原 材 料 費 備 品 購 入 費	労 災 保 険 ○ ○ 保 険 ○ ○ 賃 金 資 料 作 成 謝 金 ○ ○ 謝 金 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 印 刷 製 本 費 保 管 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 委 託 費 借 料 及 び 損 料 ○ ○ 損 料 請 負 費 ○ ○ 費 雑 資 材 費 機 械 器 具 の 修 繕 料 管 理 業 務 の 一 部 を 委 託 す る 経 費 管 理 業 務 に 直 接 必 要 な 建 物 、 土 地 の 借 上 料 器 具 損 料 、 自 動 車 借 上 料 管 理 業 務 の 一 部 を 請 負 で 施 工 す る 場 合 管 理 業 務 に 必 要 な 原 材 料 の 購 入 費 わ ら 、 竹 、 縄 、 薬 品 、 等 の 資 材 で 1 0 0 万 円 以 下 の 場 合 機 械 器 具 等 の 購 入 費	森林地帯等危険地域における管理業務、特に危険な動物が生息する管理地域で業務を実施する場合 特に危険な機器の使用を伴う管理業務を実施する場合 機械器具の修繕料 管理業務の一部を委託する経費 管理業務に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料 管理業務の一部を請負で施工する場合 管理業務に必要な原材料の購入費 わら、竹、縄、薬品、等の資材で100万円以下の場合 機械器具等の購入費
	その他の経費	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料	普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 借 料 及 び 損 料